民生委員・児童委員 主任児童委員をご紹介します！

町内各地区で地域福祉の向上にご尽力いただく、民生委員・児童委員、主任児童委員の皆さんが、令和元年12月1日付けで、厚生労働大臣および埼玉県知事から新たに委嘱となりましたのでご紹介します。任期は令和4年11月30日までの3年間です。〈敬称略〉

担当区域	氏名
市街地	
本町	飯野　栄興
中町（駅北）	湯本けい子
中町（駅南）	酒井　尚子
栄町	柳　幸江
武町	岩崎　悦子
茅町	永吉　啓子
花町	矢部喜美恵
六供	村田　弘子
常木（西支部）	永嶋かほる
常木（中支部）	兼子　重雄
常木（東支部）	上原　敦子
西部	
菅原	山口　正恵
本宿	大澤　洋子
末野2区	浅見けい子
末野3区	里見　和子
末野4区	野口　宜通
金尾	新井　高澄
風布	宮下　幸枝
本村（東）	堀越　正志
本村（西）	内藤　親宏
岩崎	伊藤　國夫
中小前田	内田　清文
山崎（東）	福島　正男
山崎（西）	野口　明美
南飯塚	新井　守
上組	木島　修美
桜沢	
主任児童委員（寄居）	長谷川弘幸
主任児童委員（城南）	松本智恵子
主任児童委員（男衾）	小澤　弘美

折原	
折原上郷	相馬かよ子
折原下郷	渡辺　広子
上平・下小路	麥屋　英雄
立原	石井　康雄
秋山	大平　久幸
三品	小野田澄枝
平倉	倉林美紀子
山居・栃谷	新井　昭夫
五ノ坪	結城　憲治
木持	茶間美知子
上の町	野村　清次
内宿	小峯　洋司
関山	安川　君江
上の原（西部）	関根　隆
上の原（東部）	坂本たか子
立ケ瀬	會津　哲郎
露梨子	新田なおみ
三ケ山	遠藤つや子
保田原	長谷部　潔
小園	石田　享子
塚越1	茂木　幸一
塚越2	根岸　清子
伊勢原	舎利弗　正
谷津・蔵田	持田　幹武
中郷	石澤　園子
男衾上郷南1	齊藤　恵子
男衾上郷北1	杉山　則子
男衾上郷南2	矢部　和世
男衾上郷北2	古郡　愛子
赤浜1区	阿部喜代子
赤浜2区	朝日　一美
赤浜3区	岡部　正史
赤浜4区	坂本　良二
塚田	坂本　恵子
牟礼	吉田　一穂
今市	木村　珠江
鷹ノ巣・西古里	吉田　豊
男衾	
用土1・2区	宇山　康子
用土3・4区	山本　文子
用土5区	滝澤　純子
用土6区（北）	池田　恒文
用土6区（南）	石山　恵子
用土7区	野邉地紀子
用土8・9区	松本　茂良
用土10・12区	小林　典夫
用土11区	橋本　孝子
用土	清水　慶久

民生委員・児童委員 主任児童委員は 誰もが安心して生活できる地域づくりのために日々活動しています

地域を見守り、皆さんの身近な相談相手となります

民生委員・児童委員は、地域の一員として担当区域の高齢者や障がいのある方の見守り、子どもたちへの声かけなどを行っています。また、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じています。

地域と行政を結びつける「つなぎ役」です

民生委員・児童委員は、地域の皆さんからの相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、また地域で発見した福祉課題が解決に向かうよう、地域と役場、あるいは社会福祉協議会や公的な専門機関等とをつなぐという役割を果たしています。

「地域の絆づくり」を進めています

民生委員・児童委員は、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりのため、役場や社会福祉協議会、関係機関と連携、協力して住民間の絆を強め、深める活動に取り組んでいます。また、災害の発生に備え、各地区の役員とも協力しながら、避難の際に支援が必要な方を把握する活動を行っています。

基本姿勢は「基本的人権の尊重」、「政治的中立」、そして「社会奉仕の精神」です

民生委員・児童委員には、守秘義務が課せられており（『民生委員法』第15条）、知り得た個人情報や相談の内容を他者に漏らすことはありません。活動に当たっては個人の人格・権利を尊重します。また、職務上の地位を利用した政治的活動を行うことはありません。

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進に努めるため、日々の研修や講習などを通じて研鑽を重ねており、社会奉仕の精神をもって活動しています。

問 健康福祉課（☎581・2121内線121）

民生委員・児童委員とは

⇩地域住民の立場にたって、地域の福祉を担うボランティアです

「民生委員」は『民生委員法』に基づき、厚生労働大臣および埼玉県知事から委嘱される非常勤の地方公務員です。また『児童福祉法』により「児童委員」を兼ねることとなっています。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。

主任児童委員とは

⇩子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です

主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣により指名され、子育てを社会全体で支え、健やかに子どもを産み育てる環境づくりを進めるために活動しています。地域担当の民生委員・児童委員と連携しながら、子育て支援や青少年の健全育成活動に取り組んでいます。

交通災害共済にご加入ください！

町では、交通事故でのけがの治療やご遺族へのお見舞いを目的とした「市町村交通災害共済」の加入を推進しています。加入を希望する方は、加入申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えてお申し込みください。

▶加入できる方

町内に居住し住民登録をしている方、またはその方の被扶養者で修学のため町外に転出している方

▶共済会費

年額　1人 **500** 円

▶共済期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

※4月1日以後の申し込みは、申込日の翌日から令和3年3月31日まで

▶加入受付場所・期間

■**生活環境エコタウン課(役場2階)**
⇨2月3日(月)から受付（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

■**郵便局** ⇨ 2月3日(月)から12月末日まで随時受付

■**各　区** ⇨ 2月、3月の指定期間（区の取り扱いに従ってください）

対象となる交通事故

○共済期間中に国内の道路上で起きた自動車、バイク、自転車等による接触、衝突、転落、転覆などの事故。または歩行中、これらの車両にはねられたり、ひかれたりした事故

○共済期間中に国内の踏切道で起きた電車等の接触、衝突、その他の事故

対象とならない事故

- 作業用特殊自動車で作業中の事故
- バス等の乗降中における事故
- 幼児用乗用具（玩遊具）による自損事故
- 歩行中、交通事故以外の不注意による事故
- 会員の故意または重大な過失による事故
- 無免許運転、飲酒運転等違法行為による事故
- 地震、洪水、津波等、天災による事故
- 電車、飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウェー、リフト等の事故

問 生活環境エコタウン課
（☎581・2121内線221・222）

お知らせ info 住民票等の第三者交付にかかる本人通知制度をご存じですか？

住民票の写しや戸籍謄本等が、本人の代理人や第三者の請求によって交付された場合に、あらかじめ登録された方にお知らせをする制度です（一部通知対象外の場合があります）。虚偽やなりすましによる不正取得の早期発見や、不正請求の抑止につながります。

▶**登録できる方**／寄居町に住民登録している方、寄居町に本籍がある方等

▶**申請場所**／町民課、男衾連絡所、用土連絡所

▶**必要書類**／本人通知制度事前登録申込書（申請窓口に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます）、本人確認書類（運転免許証、旅券、マイナンバー（個人番号）カード等）

▶**その他**／第三者からの請求を拒否したり、交付の可否を確認したりする制度ではありません。なお、申請書の内容に変更があった場合には届出が必要です。詳しくはお問い合わせいただくか、町公式ホームページをご覧ください。

問 町民課（☎581・2121内線104）

お知らせ info 小学校の入学説明会を実施します！

今年4月に小学校に入学するお子さんの保護者を対象に、入学説明会を実施します。該当する保護者の方には、各学校から通知が送付されますので、忘れずにご出席ください。

※中学校の入学説明会については、本誌12月号（寄居・城南中学校）をご覧ください。（男衾中学校は実施済）

学校名	月日（曜日）	受付時間	電話番号
寄居小学校	2月5日(水)	13:40～14:00	☎581・0102
桜沢小学校	1月31日(金)	13:15～13:30	☎581・0131
用土小学校	2月5日(水)	13:30～13:45	☎584・2004
折原小学校	2月5日(水)	13:20～13:30	☎581・0328
鉢形小学校	2月7日(金)	13:15～13:30	☎581・3300
男衾小学校	1月30日(木)	13:00～13:20	☎582・0037

問 各小学校